

# 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市町村処理欄			

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

提出 年 月 日 (宛先) 船橋市長	住所(居所)又は所在地	〒																				
	フリガナ																					
	氏名又は名称																					
	代表者の職氏名																					
給与支払者 (特別徴収義務者)	個人番号又は法人番号																					
給与所得者		(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日																	
受給者番号(整理番号)	フリガナ	円	円	円	年 月 日																	
	氏名	円	円	円	年 月 日																	
生年月日	昭和・平成	円	円	円	年 月 日																	
個人番号		円	円	円	年 月 日																	
1月1日現在の住所		<input type="checkbox"/> 令和6年度6月分以降の市民税・県民税・森林環境税は、一切徴収していない																				
給与の支払を受けなくなった後の住所																						

特別徴収義務者指定番号	5																					
※市町村ごとに異なります	宛番号																					
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係																					
	氏名																					
	電話																					
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月																				
1. 退職	※未記入の場合は、普通徴収とします。	月																				
2. 転勤	1. 特別徴収継続	円																				
3. 合併	2. 一括徴収	円																				
4. 休職	(1月以降は必須)	円																				
5. 長期欠勤	月分で納入	円																				
6. 死亡	(月 日納期分)	円																				
7. 会社解散	3. 普通徴収	円																				
8. 住所誤報	□再雇用予定のため、新年度は特別徴収を希望します。	円																				
9. その他		円																				
(特別徴収不可)		円																				

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定月 日	徴収予定額 円	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 円
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため			

相続人の氏名等		
氏名	続柄	
住所		
電話		

※9番を選択された場合は、次の理由の中から必ず選択してください。

1 (普B)	他の事業所で特別徴収(例：乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない(船橋市の場合、年間の給与支給額が100万円以下)
3 (普D)	給与の支払が不定期(例：給与の支給が毎月でない・丙欄適用者)
4 (普E)	事業専従者(個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号	5																					
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒																					
フリガナ																						
氏名又は名称																						
代表者職氏名																						
個人番号又は法人番号																						
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係																					
	氏名																					
	電話																					
新しい勤務先では	月割額 円を																					
	月分から徴収し、納入します。																					
	受給者番号																					
	新規事業所の場合は、下記いずれかを○で囲んでください。																					
	納入書 要・不要																					

※市使用欄			
現		□台なし	
新年資料		□台なし	
	□特あり	□普あり	□年金のみ
	□転勤元普あり⇒	□先特あり/	□先資なし
	□他で特	□資なし	□両年度処理
冊号		-	

【提出先】 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市役所 税務部市民税課 個人市民税第二係

御注意

1 「宛番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛番号を記入してください。  
 2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記入し、新勤務先へ送付願います。  
 3 新勤務先では最下段の事項を記入し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長へ送付願います。  
 また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記入し、新勤務先へ送付願います。  
 また、一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収をお願いします。  
 また、六月一日から十二月三十一日の間でも、本人の申し出があった場合は一括徴収をお願いします。

# 給与所得者異動届出書 記入例(普通徴収) ～退職等により、普通徴収(個人納付)へ切替～

退職者を普通徴収へ切替(8月分まで特別徴収済み。9月分～5月分を普通徴収へ切替える場合)

## 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

××年 ○○月 △△日 提出  (宛先) 船橋市長		住所(居所)又は所在地 〒123-4567 ○○県××市△△1-2-3		特別徴収義務者指定番号 ※市町村ごとに異なります 5 0 0 1 2 3 4 5 6 7		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
(特別徴収義務者) 給与支払者		氏名又は名称 株式会社 ○×商事		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 人事課 人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可) ↓ ※9番を選択された場合は、次の理由の中から必ず選択してください。	
		代表者の職氏名 代表取締役 特徴 太郎					
個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		給与所得者 受給者番号(整理番号) フリガナ 船橋 一郎 氏名 船橋 一郎 (旧姓) 生年月日 昭和・平成 50年 1月 1日 個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1月1日現在の住所 千葉県船橋市△△3-2-1 給与の支払を受けなくなった後の住所		異動年月日 ×年 8月 31日 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円 (イ) 徴収済額 35,600円 (ウ) 未徴収税額 104,400円 ※令和6年度6月分以降の市民税・県民税・森林環境税は、一切徴収していない		異動後の未徴収税額の徴収 ※未記入の場合は、普通徴収とします。 退職した年の1月から退職時までの給与支払額 1,200,000円 控除社会保険料額 120,000円 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) 3. 普通徴収(異動の事由のとおり) (月分で納入) (月 日 納期分) □再雇用予定のため、新年度は特別徴収を希望します。	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(一括徴収の理由)

一括徴収の理由	
1. 異動が 年 12月 31日 までで、申出があったため (月 日 申出)	
2. 異動が 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がない	

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。  
 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)  
 (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)  
 (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)  
 ↑  
 普通徴収税額

- 1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
- 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(船橋市の場合、年間の給与支給額が100万円以下)
- 3 (普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支給が毎月でない・丙欄適用者)
- 4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号(新規の場合は記入不要です。) 5		課・係 氏名 電話		新しい勤務先では 月割額 円を □月分から徴収し、納入します。 受給者番号 新規事業所の場合は、下記いずれかを○で囲んでください。 納入書 要・不要		※市使用欄 現 □台なし 新年度資料 □特あり □普あり □年金のみ □転勤元普あり⇒□先特あり/□先資なし □他で特 □資なし □両年度処理 冊号 -	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 フリガナ 氏名又は名称 代表者職氏名 個人番号又は法人番号							

# 給与所得者異動届出書 記入例(一括徴収) ~退職等により、一括徴収~

退職時に一括徴収(8月分まで特別徴収済み。9月分~5月分を最後の給与等から全額徴収し、9月分で納入する場合)

## 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

提出 ××年 ○○月 △△日 (宛先) 船橋市長		住所(居所) 又は所在地 〒123-4567 ○○県××市△△1-2-3	特別徴収義務者 指定番号 ※市町村ごとに異なります 5 0 0 1 2 3 4 5 6 7
フリガナ マルバツシヨウジ		フリガナ マルバツシヨウジ	宛名番号 1234
氏名又は名称 株式会社 ○×商事		代表者の 職氏名 代表取締役 特徴 太郎	連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号 課・係 人事課人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000
個人番号 又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
受給者番号(整理番号) a123456	フリガナ フナバシ イチロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円 140,000	(イ) 徴収済額 円 35,600
氏名 船橋 一郎 (旧姓)	生年月日 昭和・平成 50年 1月 1日	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円 104,400	異動年月日 ×年 8月 31日
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1月1日 現在の住所 千葉県船橋市△△3-2-1	異動の事由 ① 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所異動	
給与の支払を受け なくなった後の住所	□令和6年度6月分以降の市民税・ 県民税・森林環境税は、一切徴収 していない		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額 円 1,200,000 控除社会 保険料額 円 120,000

一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収となります。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由 ① 異動が ××年 12月 31日 までで、申出があったため (8月 25日申出) 2. 異動が 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定 徴収予定月 日 9月20日	徴収予定額 円 104,400	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 円 104,400
相続人の氏名 氏名 続柄 住所 電話番号			

- 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない (船橋市の場合、年間の給与支給額が100万円以下)
- 3 (普D) 給与の支払が不定期 (例：給与の支給が毎月でない・丙欄適用者)
- 4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の 特別徴収義務者 指定番号 (新規の場合は記入不要です。) 〒 フリガナ 氏名又は名称 代表者職氏名 個人番号 又は法人番号	5 〒 話番号 電話	8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 一括徴収税額(納入額と同額)	新規事業所の場合は、下記いずれかを○で囲んでください。 納入書 要・不要
--	---------------------	--	---

※市使用欄 現 <input type="checkbox"/> 台なし <input type="checkbox"/> 台なし		
新年度資料 <input type="checkbox"/> 特あり <input type="checkbox"/> 転勤元普あり⇒ <input type="checkbox"/> 先特あり/ <input type="checkbox"/> 先資なし	<input type="checkbox"/> 普あり <input type="checkbox"/> 資なし	<input type="checkbox"/> 年金のみ <input type="checkbox"/> 両年度処理
冊号 -		

**給与所得者異動届出書 記入例(転勤) ～転勤・転職等により、特別徴収継続～**  
 特別徴収継続(8月分までを前勤務先で特別徴収し、9月分から新勤務先で引き続き特別徴収する場合)

**給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書**

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

提出 (宛先) 船橋市長		住所(居所)又は所在地 〒123-4567 ○○県××市△△1-2-3		特別徴収義務者指定番号 市町村ごと異なります 5 0 0 1 2 3 4 5 6 7		宛名番号 1234	
氏名又は名称 株式会社 ○×商事		代表者の職氏名 代表取締役 特徴 太郎		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		氏名 特徴 花子	
受給者番号(整理番号) a123456		フリガナ フナバシ イチロウ		(ア) 特別徴収税額(年税額) 円 140,000		(イ) 徴収済額 円 35,600	
氏名 船橋 一郎 (旧姓)		生年月日 昭和・平成 50年 1月 1日		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡		異動後の未徴収税額の徴収※未記入の場合は、普通徴収とします。 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収(1月以降は必須) ( ) 月分で納入( )分)	
個人番号		1月1日現在の住所 千葉県船橋市△△3-2-1					
給与の支払を停止なくなった後		給与の支払を停止なくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。		□令和6年度6月分以降の市民税・県民税・森林環境税は、一切徴収していない		控除社会保険料額 円 120,000	

前勤務先が個人事業主の場合、個人番号の記入は不要です。

8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。

◎給与の支払を停止なくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

1. 徴収予定	徴収予定		
	徴収予定月日	徴収予定額 円	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 円

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記入しないでください。

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	
電話	

新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記入します。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号(新規の場合は記入不要です。) 5 0 0 9 8 7 6 5 4 3		課・係 庶務課社員係		新しい勤務先では 月割額 11,600 円を		※市使用欄 □台なし	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒654-3210 ○○県××市△△1-2-3		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		氏名 特徴 進		9月分から徴収し、納入します。	
フリガナ マルバツフドウサン		代表者職氏名 代表取締役 特徴 次郎		受給者番号 1304		□特あり □普あり □年金のみ	
氏名又は名称 ○×不動産 株式会社		個人番号又は法人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		電話 111-111-1111		□転勤元普あり⇒□先特あり/□先資なし	
代表者職氏名 代表取締役 特徴 次郎		納入書 要・不要		新規事業所の場合は、下記いずれかを○で囲んでください。		□他で特 □資なし □両年度処理	
個人番号又は法人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		電話 111-111-1111		冊号 -		□台なし	